



有価物の取引に電子マニフェスト又は紙マニフェストを使用する場合

質 問

有価にて取引される物について、電子マニフェスト伝票を使用して処理状況を確認する事は廃棄物処理法上問題となるか。

回 答

マニフェスト伝票の制度は、廃棄物が不法投棄など不適正処理されるのを防止するため、収集から最終処分までの一連の工程を明らかにし、処理の公正性を認証するための制度です。

またマニフェスト伝票制度の適用対象は廃棄物とされているが、廃棄物以外の物についてマニフェスト伝票を使用することを抑制又は禁止する政令、省令、通知は存在しない。

例えば、事業所から発生する飲料容器類について、ビン、缶類は専ら物扱いとなりマニフェスト伝票不要とされるが、同時に回収するペットボトルは廃プラスチック類となりマニフェスト伝票の交付及び受領が義務付けられている。

これらの多くの事業所では、マニフェスト伝票不要とされるビン、缶類を含めてペットボトルと一緒にマニフェスト伝票の交付を行っている。

その理由は、廃棄物である限り品目が専ら物であれ何であれ、排出事業者に適正処理の処理状況の確認責任があるから他なりません。この件で行政サイドからマニフェスト伝票不要だから交付の中止の指導などありえない。

有価取引物については、本来は廃棄物に該当しないためにマニフェスト伝票を交付したり、受領する法的な義務はない。

ただし、その物が廃棄物由来の物であったり、廃棄物と有価物の境界線上の物であれば、排出事業者がその処理状況を把握し、確認するためにマニフェスト伝票制度を使用することを妨(さまた)げる理由、法的根拠は見出せない。

廃棄物処理法を貫く精神は、第一条にある「生活環境の保全及び公衆衛生の保全」にあります。この法の目的を達するために、第二条以下の個別の法的概念及び義務が定められている。

有価取引物についてマニフェスト伝票を運用することが、法の悪用又は違反行為に関連するものでない限り、排出事業者の排出者責任を果たす範囲でこれらの運用は容認される行為である。適正処理の確認のためであり、結論として問題なしです。

以 上

